

# 令和2年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検の実施について

国土交通省自動車局

大型自動車(車両総重量8トン以上)については、近年、車両の使用年数が伸びることにより、車齢が高いものが増え、総走行距離も伸びる傾向にあります。

また、大型自動車の車輪脱落事故や車両火災の防止については、これまでも日常点検整備、定期点検整備の励行について注意喚起しているところではありますが、依然としてこれらの事故が発生している状況であります。

これらの状況を踏まえ、今年度も自動車点検整備推進運動の一環として、下記のとおり大型自動車の重点点検を行うことにいたします。

## 記

### 1. 重点点検実施対象事業者

岡山県トラック協会の会員であって、事業用貨物自動車を50両以上保有する事業者。

### 2. 実施期間

令和2年9月1日(火)から11月30日(月)までの3ヶ月間(以下「重点点検期間」という。)

### 3. 重点点検項目

(重点点検項目)

点検箇所		3ヶ月点検(点検時期)	12ヶ月点検(点検時期)
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
走行装置	ホイール	タイヤの状態	同左
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左

### 4. 実施方法

重点点検実施対象事業者(50両以上保有)は、重点点検期間中(令和2年9月1日～11月30日)に定期点検(3ヶ月又は12ヶ月点検)を行う大型自動車(車両総重量8トン以上)について、重点点検項目を特に留意して点検し、その点検結果を報告様式(別紙1)に記入し、岡山県トラック協会までFAXにて報告して下さい。重点点検期間中に定期点検を実施した車両が存在しない場合についても、定期点検実施台数を0として記入し報告して下さい。

◎提出期限 令和2年12月15日(火)

◎提出先 (一社)岡山県トラック協会

FAX: 086-234-5600